

後期第3問

自宅近くにて隣人のA(75歳)と土地の使用をめぐり口論になった甲(35歳・空手有段者)は、「俺に楯突くとどうなるかわかってるのか。俺は黒帯持ちだ、覚悟しろ。」と申し向け、Aに対して激しい暴行を加えた。その中でAは幾度となく暴行をやめるよう甲に懇願したが、甲は構わずAを殴り続けた。これにより極度に畏怖したAは「金をやるから勘弁してくれ。」と言い、持っていた現金5万円入りの財布を甲に差し出し、甲はこれを取り上げた。もっとも、この財布および現金5万円はAが以前電車内でのスリ行為によって手に入れたものであった。

財布を手に入れたのち、甲は逃走するため自転車に乗り込み車を発進させたが、Aは甲の追跡を開始した。これに気付いた甲はAに対する殺意を生じ、自転車を降りてAに対して新たな暴行を加えた結果、Aは死亡した。

その後甲はAから奪った財布を妻の乙に預けた。乙は当初これが盗品であることに気付かず保管していたが、ある日中身を確認して他人のカード類が入っていると気づき、盗品だと知った。しかし、怖くなった乙はそのまま保管を続けた。

甲・乙の罪責を検討せよ。

参考判例 最高裁昭和24年5月28日第二小法廷判決